

在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について（令和3年）

1 在留特別許可について

入管法第50条に規定する在留特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許可判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性や他の不法滞在者に及ぼす影響を含めて、総合的に判断しています。

在留特別許可については、これまでも適切な運用に努めるとともに、在留特別許可の透明性を高めるため、平成16年以降、各種の事例を公表しているところですが、本年も、令和3年1月1日から同年12月31日までに**在留特別許可された事例のうち19件**、**在留特別許可されなかった事例のうち19件**について、**類型別**に分類の上、次の2のとおり公表します。

(注1) 難民認定手続の中で在留特別許可された事例については、入管法第61条の2の6第4項の規定により、入管法第50条の規定が適用されず、入管法第61条の2の2の規定により、難民認定手続の中で在留特別許可の許可の判断をするものとされていることから、これらの事例を除いています。

(注2) 注1と同様の趣旨から、難民認定手続の中で在留特別許可されなかった事例についても除いています。

(注3) 次の2の「在日期間」、「違反期間」及び「婚姻期間」は、特別審理官による判定までの期間です。

2 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例

(1) 配偶者が日本人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約2年3月	約2年2月	約1年10月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
2	出頭申告	不法残留	約2年1月	約2年	約2年	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
3	出頭申告	不法入国	約7年3月	約7年3月	約8年7月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
4	出頭申告	不法入国	約11年9月	約11年9月	約3年9月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
5	警察逮捕	不法就労 助長	約17年8月		約1年10月	無	入管法違反（不法就労助長）により、罰金30万円の判決	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	日本国籍を有する未成年の連れ子あり。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約2年8月	約2年7月	約2年1月	無	無	婚姻・同居の実態が認められなかったもの。
2	警察逮捕	不法残留	約7年5月	約1年3月	約2月	無	道路交通法違反により、懲役8月の判決	無免許危険運転致傷、道路交通法違反による執行猶予の前科あり。
3	警察逮捕	薬物法令違反及び不法残留	約8年6月	約11月	約3年8月	無	麻薬及び向精神薬取締法違反により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決	配偶者と離婚協議中。
4	警察逮捕	売春周旋及び不法残留	約23年10月	約8月	約2年2月	無	売春防止法違反により、懲役2年、執行猶予3年の判決	賭博による罰金の前科あり。
5	警察逮捕	不法就労助長及び不法残留	約6年3月	約5年3月	約2年5月	無	入管法違反（不法残留、不法就労助長）、風俗営業法違反により、懲役2年6月、執行猶予4年、罰金30万円の判決	自己が経営する店において、外国人を不法就労させたもの。

(2) 配偶者が正規に在留する外国人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約4年4月	約3年5月	約4年1月	無	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は在留資格「永住者」
2	出頭申告	不法残留	約10年3月	約7年3月	約3年5月	無	無	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者は在留資格「定住者」 配偶者には日本国籍を有する未成年の実子あり。
3	出頭申告	不法残留	約6年3月	約5年3月	約2年2月	1人 (未成年者)	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は在留資格「永住者」
4	出頭申告	不法残留	約8年4月	約1年10月	約1年5月	1人 (未成年者)	無	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者は在留資格「定住者」

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約4年4月	約4年3月	約1年9月	無	無	配偶者は「永住者」 婚姻・同居の実態が認められなかったもの。 被退去強制歴あり。
2	警察逮捕	不法残留	約10年10月	約1年8月	約9年11月	無	窃盗未遂により、懲役1年の判決	配偶者は「永住者」 配偶者に婚姻継続の意思なし。 窃盗未遂による執行猶予の前科あり。
3	警察逮捕	刑罰法令違反及び不法残留	約6年8月	約4月	約7月	無	詐欺により、懲役2年6月、執行猶予4年の判決	配偶者は「永住者」
4	警察逮捕	薬物法令違反	約1年8月		約2年7月	1人 (未成年者)	覚醒剤取締法違反により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決	配偶者及び子は「定住者」 窃盗による執行猶予の前科あり。

(3) 外国人家族の場合（注：違反態様及び在日期間は本人に係るもの。子の年齢は特別審理官による判定時のもの。）

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約19年	約1年10月	配偶者：不法残留（在日期間：約13年、違反期間：約1年8月） 子：不法残留（在日期間：約12年2月、違反期間：約1年2月）・12歳 子：不法残留（在日期間：約12年2月、違反期間：約1年2月）・12歳	家族4人とも、 在留資格：定住者 在留期間：1年	家族全員で出頭申告したもの。
2	職員探知	虚偽文書作成及び行使	約24年		子①：本邦出生、在留資格取消（在日期間：約18年）・18歳 子②：本邦出生、不法残留（在日期間：約11年、違反期間：約3年7月）・11歳 子③：本邦出生、不法残留（在日期間：約4年11月、違反期間：約1年6月）・4歳	家族4人とも、 在留資格：定住者 在留期間：1年	子①に不正に在留期間更新許可を受けさせる目的で、内容虚偽の在留期間更新許可申請書を作成し、行使したものの。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	特記事項
1	警察逮捕	薬物法令違反及び不法残留	約3年7月	約9月	子：不法残留（在日期間：約2年7月、違反期間：約5月）・2歳	本人は覚醒剤取締法違反により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決を受けたもの。
2	警察逮捕	不法残留	約6年1月	約6年1月	子：不法残留（在日期間：約6年1月、違反期間：約6年1月）・8歳	本人は、被退去強制歴あり。

(4) その他

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約2年2月	約2年1月	無	病気療養のため。	在留資格: 特定活動 在留期間: 6月	脳疾患等による後遺症のため、出国が困難であると認められるもの。
2	出頭申告	不法残留	約1年	約10月	無	日本人里親との本邦での生活のため。	在留資格: 特定活動 在留期間: 1年	実の親が所在不明となっており、日本人里親の監護・養育を受けているもの。
3	出頭申告	不法残留	約5年	約4年9月	無	日本人実子の監護・養育。	在留資格: 定住者 在留期間: 1年	日本国籍を有する実子を監護・養育しているもの。
4	出頭申告	不法残留	約4年3月	約4年1月	無	家族との同居継続。	在留資格: 定住者 在留期間: 1年	戸籍上の日本人父との親子関係不存在審判確定により、遡って日本国籍を喪失したもの。
5	出頭申告	不法残留	約8年10月	約1年8月	無	本邦に生活基盤がある。	在留資格: 定住者 在留期間: 1年	日系3世。 在留期間更新許可申請を失念したもの。
6	出頭申告	不法残留	約2年5月	約1月	無	帰国便が確保できるまで、本邦に滞在したい。	在留資格: 短期滞在 在留期間: 90日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で出国便が確保できなかったもの。
7	出頭申告	不法入国	約10年11月	約10年11月	無	本邦に生活基盤がある。	在留資格: 定住者 在留期間: 1年	母の連れ子として、幼少時に入国し、本邦の教育機関で教育を受けているもの。
8	出頭申告	不法入国	約30年4月	約30年4月	無	本邦に生活基盤がある。	在留資格: 定住者 在留期間: 1年	幼少時に母に連れられ入国したもの。 病気により単独での日常生活が困難な母を介護するもの。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	特記事項
1	警察逮捕	不法残留	約8年2月	約1年7月	窃盗により、懲役10月の判決	同国人実子(成人)がいる日本で生活したい。	窃盗の前科2件あり。
2	警察逮捕	不法入国	約16年4月	約16年4月	無	本邦に生活基盤がある。	被退去強制歴あり。
3	警察逮捕	不法就労助長	約6年1月		入管法違反(不法就労助長)により、罰金20万円の略式命令	稼働を継続したい。	事業活動に関し、複数の外国人に不法就労活動をさせたもの。
4	警察逮捕	不法就労助長及び売春周旋	約12年11月		売春防止法違反、入管法違反(不法就労助長)により懲役3年、執行猶予5年の判決	日本に同国人の子(成人)がおり、日本で生活を続けたい。	事業活動に関し、複数の外国人に不法就労活動をさせたもの。
5	当局摘発	不法残留及び偽造在留カード行使	約9年	約4年	無	稼働を継続したい。	不法残留中、勤務先での面接時に偽造在留カードを提示し、その後同所で就労を継続していたもの。
6	警察逮捕	不法残留及び偽造在留カード所持	約8年3月	約5年3月	入管法違反(不法残留、偽造在留カード所持)により、懲役2年6月、執行猶予3年の判決	日本人の恋人がいる日本で生活したい。	行使の目的で偽造在留カードを所持していたもの。
7	警察逮捕	薬物法令違反及び不法残留	約6年6月	約4月	覚醒剤取締法違反により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決	同国人の恋人(在留資格「永住者」)がいる日本で生活したい。	日系3世。 覚醒剤取締法違反により有罪判決を受けたもの。
8	警察逮捕	薬物法令違反	約11年4月		覚醒剤取締法違反により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決	稼働を継続し、日本社会に貢献したい。	覚醒剤取締法違反により有罪判決を受けたもの。